



国連生物多様性の10年

ラムサール条約第12回締約国会議（COP12）の開催及び条約湿地の新規登録 について（お知らせ）

平成 27 年 5 月 29 日（金）
環境省自然環境局野生生物課
直通：03-5521-8282
代表：03-3581-3351
課長：中島 慶二(6460)
課長補佐：中島 慶次(6465)
専門官：辻田 香織(6468)
係長：榎 厚生(6670)

ラムサール条約第 12 回締約国会議（COP12）が、ウルグアイのプンタ・デル・エステで 6 月 1 日（月）～ 9 日（火）に開催されます。また、同会議の開催に合わせて、条約事務局が置かれているスイスの現地時間の 5 月 28 日（木）付で我が国から 4 つの湿地がラムサール条約湿地登録簿に掲載されるとともに、1 つの条約湿地の登録面積が拡大され、会期中の 3 日（水）に条約事務局から関係自治体への登録認定証授与式が行われることになりました。

1. 第 12 回締約国会議（COP12）の概要

ラムサール条約（正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。発効：1975 年）の COP12 が、以下のとおり開催される予定です。

（1）期日

2015 年 6 月 1 日（月）～ 9 日（火）

（2）場所

ウルグアイ（プンタ・デル・エステ）
コンラッドリゾート

（3）参加者

168 カ国の締約国及びオブザーバーが参加予定です。我が国からは、政府代表団（外務省、農林水産省及び環境省）のほか、関係自治体、NGO 等のオブザーバーが参加予定です。

（4）テーマ

“Wetlands for our Future.”（湿地を大切にしよう 私たちの未来のために）

（5）主要な議題

2016 年～2021 年のラムサール条約の戦略計画や普及啓発プログラムに関する決議案等が提出されており、これらの内容について議論されます。

2. ラムサール条約湿地新規登録及び登録認定証授与式

条約事務局が置かれているスイスの現地時間の5月28日(木)付で我が国の4つの湿地がラムサール条約湿地登録簿に掲載されるとともに、COP12会期中の6月3日(水)に、新たな国内湿地の登録及び拡大についての登録認定証が、条約事務局より関係自治体に対して授与される予定です。

この登録により我が国のラムサール条約湿地数は50カ所となります。

(1) 日時

2015年6月3日(水) 13:15~14:45 (現地時間、日本との時差マイナス12時間)

(2) 場所

締約国会議場 (コンラッドリゾート)

(3) 参加者

ラムサール条約事務局、日本代表団、関係自治体、国内NGO関係者、各国代表団等

(4) 新規登録湿地 (4カ所)

・ 湊沼 (茨城県)	935 ha
・ 芳ヶ平湿地群 (群馬県)	887 ha
・ 東よか干潟 (佐賀県)	218 ha
・ 肥前鹿島干潟 (佐賀県)	57 ha

(5) 登録区域拡大湿地 (1カ所)

・ 慶良間諸島海域 (沖縄県)	8,290 ha (7,937 ha 増)
-----------------	-----------------------

(※) 登録認定証授与式に出席する自治体は、以下のとおり。

茨城県、茨城県鉾田市・茨城町・大洗町、佐賀県佐賀市・鹿島市

(参考資料)

別紙1 ラムサール条約の概要

別紙2 新規登録候補地、登録区域拡大候補地の概要

※参考資料については、環境省報道発表資料 (<http://www.env.go.jp/press/index.php>) からご確認ください。